

(3) 形態・生態

体重はオス 3～6kg、メス 2.5～4.5kg で、毛の色や模様、長さ、眼色などは様々なタイプがあります。肉食性で、小型哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫などを捕食します。

繁殖期は初春から晩秋で、年に2～3回発情し、一回の出産で平均4～5頭程度(最大9頭)を産むとされ、5～9か月齢で性成熟し、メス一頭あたり生涯に50～150頭の出産が可能と報告されています。



林内を移動するネコ

3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	○
世界の侵略的外来種ワースト100 (イエネコ)	○

4 生態系等への影響

捕食による在来小動物への影響が懸念され、特に島嶼域においては希少種や固有種へ深刻な被害を与える恐れがあります。また、捕食だけでなく「遊び」としてハンティングを行うことがあり、少数個体であっても在来種への影響は大きいと考えられています。

沖縄県やんばる地域の森林域においては、養分分析による食性調査の結果から、オキ

ナワトグネズミやケナガネズミといった哺乳類やヤンバルクイナやノグチガラ、カラスバトなどの鳥類をはじめ、オキナワキノボリトカゲなどの爬虫類、両生類、昆虫類など、希少種や固有種を含むほとんどの分類群の動物を捕食していることが確認されており、生態系における高次捕食者として位置づけられます。そのため、ネコによる在来生物への影響は明らかであり、特に希少な哺乳類や鳥類に与える影響は大きいとされています。特に、1980年代以降急激に減少しているオキナワトグネズミに比べて、ネコによる捕食圧が最大の脅威となっています。

このような森林内に侵入したネコの捕食による在来種への影響は、他にも宮古島のキシノウエトカゲや鹿児島県奄美大島のアマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトグネズミなどをはじめ、東京都御蔵島のオオミズナギドリ、東京都小笠原諸島のカツオドリなど、各地で確認されています。海外の島嶼域においてもネコが在来種の絶滅に関与していることが様々な研究によって指摘されています。

また、在来種としてヤマネコのいる対馬や西表島では、感染症(ネコ免疫不全症候群ウイルス FIV、ネコ白血病ウイルス FeLV 等)の伝播の可能性が指摘されており、実際にツシマヤマネコやネコにおいて飼いネコ由来の FIV 感染が確認されています。



キシノウエトカゲを啜るネコ (撮影場所：米間島)

5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー

→ 目標 B 重要区域からの排除 (やんばる地域)

◎ やんばる地域からの排除

生物多様性の保全上重要な沖縄島やんばる地域において、希少な生態系を保全する必要があることから、その脅威となるノネコを完全排除することを目標とします。

6 対策の方針

(1) やんばる地域における防除の実施

やんばる地域において、関係機関と連携してノネコの分布状況の把握に努め、様々な等による捕獲を実施し、完全排除を目指します。

(2) 発生源の抑制

やんばる地域外からの遺棄も懸念されていることから、沖縄島全域において、空室内飼育や不妊去勢等、適正飼養に係る普及啓発を実施し、発生源の抑制に努めます。

(3) 普及啓発

防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌やホームページ等への掲載、学校授業、イベントでのチラシ、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めます。

(4) 捕獲手法等の改良

効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

沖縄県外来種対策行動計画に基づくノネコ防除計画

目標カテゴリー：重要区域からの排除（やんばる地域）
 目標：やんばる地域からの排除

発生源の抑制	適期	発生源	発生源	発生源	発生源
やんばる地域における防除の実施	短期	やんばる地域	やんばる地域	やんばる地域	やんばる地域
捕獲手法等の改良	短期	やんばる地域	やんばる地域	やんばる地域	やんばる地域

短期は概ね3年以内までの期間、長期は概ね4年以内の期間

7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 捕獲及びモニタリング：沖縄県環境部、(環境省、市町村)
- 普及啓発活動：沖縄県環境部、(環境省、市町村、教育機関、民間団体、大学等の研究機関)

8 防除方法

防除の体制として、わなでの捕獲、及びモニタリングについては、防除を専門的に行う専任従事者による組織的な体制を確保し、計画的に実施するものとします。また、事業の成果及び進捗状況を適切に評価するために、有識者によって構成された検討委員会を設置します。検討委員会での検討内容を踏まえ、必要に応じて事業内容の修正等を図るものとします。

(1) 捕獲

ネコは生け捕り式の箱わな等を用いて捕獲を行います。わなには実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めます。

(2) 捕獲後の処置

捕獲個体は、飼いネコの可能性も考慮し、飼い主が確認できた場合は引き渡し、確認できなかった場合は、飼養希望者への譲渡に努めます。

(3) モニタリング

捕獲データや自動撮影カメラ等でモニタリングするとともに、マングース防除事業など他事業で得られたデータの活用や、一般市民からの目撃情報の収集にも努めます。得られた情報に基づき、防除の進捗の把握や捕獲計画の策定・修正等を行います。

また、防除の進展による希少種の生息分布域等の回復状況を確認するため、捕食の影響を強く受けると考えられる種について、モニタリング調査を行います。

(4) 発生源の抑制

やんばる地域の3村(国頭村、大宜味村、東村)では、飼い猫の登録やマイクロチップの装着、繁殖制限、みだりな餌やりの禁止等を条例で定めていることから、やんばる3村とも連携して対策を行います。

また、飼いネコについては、不妊去勢や適正飼養に関する認識や意識の向上などを目的に、イベント、チラシ配布、出前授業など全県的な普及啓発活動に努めます。

9 防除事例の紹介

世界的にネコ問題は発生しており、日本においても奄美大島や小笠原諸島などで防除事例が報告されています。

(1) 奄美大島での事例

奄美大島では森林内に広くノネコが確認されており、アマミノクロウサギの捕食など希少種を含む在来生態系にとって新たな脅威となっています。そのため、環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町により、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」が2018年に策定され、捕獲等の対策を実施しています。

(2) 小笠原諸島での事例

小笠原諸島ではメグロなどの陸鳥類やカツオドリなどの海鳥類が捕食され、大きな問題となっており、行政機関やNPOからなる「小笠原ネコに関する連絡会議」が2005年に発足し、海島の繁殖地である母島の南崎や山城の一部で試験捕獲が行われています。南崎では侵入防止策の設置や捕獲が進み、オナガミズナギドリが再び繁殖するなど、大きな成果が上がっています。また、小笠原村では「小笠原村飼いネコ適正飼育条例」等が策定されています。

10 防除計画の見直し及び変更

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを行います。なお、対策上必要があると認められる場合は、随時見直しを行うものとします。

c-2 ニホンイタチ

沖縄県外来種対策行動計画に基づくニホンイタチ防除計画

1 背景と目的

ニホンイタチは本州、四国、九州とその周辺島嶼の固有種です。おもに小型の哺乳類の捕食者である本種は、ネズミ類による農業被害などに対する対策として北海道や伊豆諸島南部、そして南西諸島の多くの島に導入されました。沖縄県においては1957年～1971年にかけて、沖縄諸島・大東諸島・宮古諸島・八重山諸島などの21の有人島に約12,000頭が放されました。現在では、少なくとも座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島、南北大東島、宮古島、伊良部島、下地島、池間島、多良間島、波照間島の12の島に個体群が存続しています。

ニホンイタチによる捕食は、南西諸島における在来陸生動物の個体数減少や絶滅をもたらしてきた可能性が以前から指摘されています。座間味島や宮古諸島では希少爬虫類や両生類等が多数捕食されている実態が明らかとなり、その影響の大きさが危惧されています。

沖縄県では「沖縄県外来種対策指針」に基づいた「沖縄県対策外来種リスト」を作成し、生態系等に重大な影響を及ぼす外来種の対策を推進しています。ニホンイタチは、生態系に著しく悪影響を及ぼすことから、外来種リストの中でも優先順位の高い「重点対策種」として指定され、重点的に防除を実施する必要がある種とされました。

そこで、本防除計画は、生物多様性の保全を図るために必要な計画を策定し、ニホンイタチによる生態系への影響を排除もしくは低減させ、効果的に継続的な防除を実施することを目的とします。

2 概要

(1) 和名等

食肉目イタチ科

ニホンイタチ (学名 *Mustela itatsi*)

(2) 分布

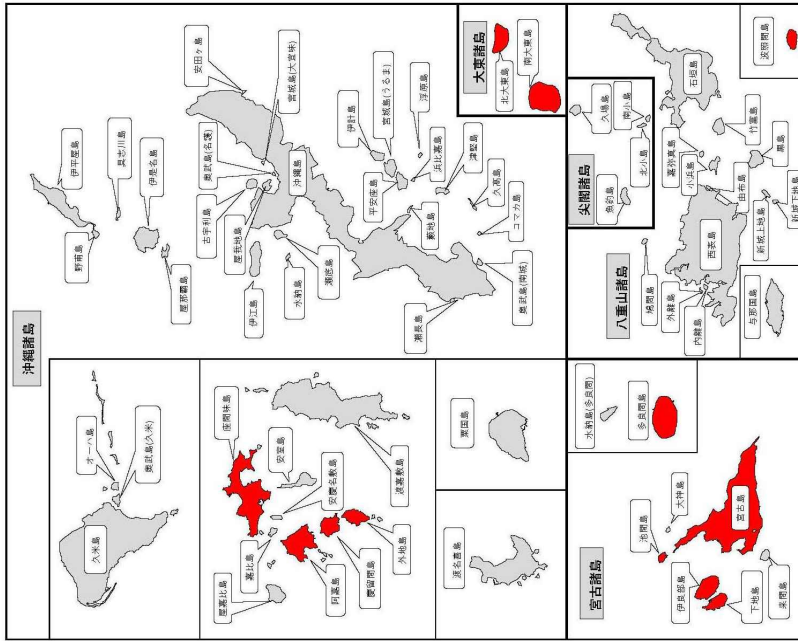
原産地：日本の本州、四国、九州および周辺離島

県内の分布確認状況：座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島、北大東島、南大東島、宮古島、伊良部島、下地島、池間島、多良間島、波照間島

沖縄県外来種対策行動計画に基づく ニホンイタチ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県



ニホンイタチの生息が確認されている島

赤色で塗った島は生息が確認されている島を示す。

(3) 形態・生態

オスとメスでは体の大きさが大きく異なり、オスは頭胴長27～37 cm、メスが16～25 cm、尾長はオスが12～16 cm、メスが7～9 cm、体重はオスが290～650g、メ

スが115～175gと性的二型がはっきりとしています。本土では主な生息地は平野部で、交尾期が4～5月、九州では年2回の繁殖期があるとされています。主に夜行性で、一年を通して活動し、カエル、ネズミ類、鳥類、昆虫類、甲殻類、魚類など幅広い食性を持ちます。



ニホンイタチ

3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種フースト100	○
世界の侵略的外来種フースト100	—

4 生態系等への影響

ニホンイタチを導入した地域では爬虫類などが大きく減少し、生態系への被害が大きいことが知られています。琉球列島でのニホンイタチの食性調査については亜間味島や宮古諸島で報告がされており、脊椎動物を中心に様々な生物を捕食しています。宮古諸島では哺乳類、鳥類、両生爬虫類、無脊椎動物、果実など幅広く捕食している実態が明らかとなり、絶滅危惧種のミヤコカナヘビやキシノウエトカゲ、ミヤコヒメヘビなどが獲かられなくなっています。

また、有識者によると、阿嘉島のケラマトカガモドキ、伊良部島及び下地島のミヤコカナヘビやキシノウエトカガ、渡瀬間島のキシノウエトカガについては島での絶滅リスクが非常に高いとし、減少の要因の一つにニホンイタチが関与している可能性が指摘されています。

5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー
一 目標 B 重要区域からの排除 (宮古諸島)

◎宮古諸島からの排除

宮古諸島は固有の生物相を有し、希少な生態系を保全することから、その脅威となるニホンイタチを排除します。

6 対策の方針

(1) 宮古諸島における防除の実施

宮古諸島の下地島では、わなによる全域での捕獲を実施して根絶を目指します。面積の広い宮古島及び伊良部島においては、低密度化を目指します。特に希少生物の保全を最優先とし、希少生物が多い地域からわなを配置し、捕獲を実施すること
 で、希少生物の安定的な個体群維持を図ります。

(2) 普及啓発

防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌や、ホームページ等への掲載、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めるとともに、地元住民から在来種の生息情報を得られるよう取り組むことや、防除が進捗した場合のニホンイタチの目撃情報の収集や捕獲に向けた協力など、関係市町村や住民と協力して防除に取り組みます。

(3) 捕獲手法等の改良

効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

実施方針	実施内容	実施時期	実施場所	実施方法	実施主体
宮古諸島からの排除	宮古島、伊良部島、下地島	2023年度	宮古島、伊良部島、下地島	わなによる捕獲	宮古島、伊良部島、下地島
普及啓発	宮古島、伊良部島、下地島	2023年度	宮古島、伊良部島、下地島	広報誌、ホームページ、小冊子の配布	宮古島、伊良部島、下地島
捕獲手法等の改良	宮古島、伊良部島、下地島	2023年度	宮古島、伊良部島、下地島	新たな知見や技術、有識者等の知見を踏まえて捕獲手法等の改良を行う	宮古島、伊良部島、下地島

短期は概ね3年以内での期間、中期は概ね4年以内での期間

7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 宮古諸島における防除の実施：沖縄県環境部（市町村）
- 普及啓発の実施：沖縄県環境部（県境省、市町村、公的な研究機関、教育機関、民間団体、大学等の機関）

8 防除方法

防除の実施において、わなでの捕獲や探森犬を用いたモニタリングは、防除を専門的に行う従事者を中心とした専任従事者による組織的な体制を確保し、計画的に実施します。加え、専門的な技術者による希少生物の生息状況調査を実施します。また、事業の成果及び進捗状況を適切に評価するために、専門的な有識者によってその効果を評価します。

有識者からの意見等を踏まえ、必要に応じて防除計画や事業内容の修正等を図るものとします。

(1) 捕獲

ニホンイタチの捕獲は、生け捕り式のカゴわな、ソフトキャッチ、捕殺式の筒わな及び踏み板式わななどのトラップを用いて実施します。また、新たに捕獲手法の技術開発を行い、効果が認められたものを使用します。わなには実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めます。

(2) 捕獲後の処置

生け捕りわなで捕獲した場合の生きたニホンイタチについては、原則として放殺ガスなどによって適切に処置します。

捕獲個体については学術研究、展示、教育、その他公益上に必要性があると認められる場合はサンプルの提供を行います。

(3) モニタリング

捕獲データや自動撮影カメラ、探森犬によるモニタリングを行い、収集したデータを解析し、生息状況の把握に努めます。また、得られた情報を基に、捕獲手

法の検討・見直し、防除の進捗の把握や捕獲計画の策定・修正等を行います。

また、ニホンイタチの減少により、両生爬虫類などの在来生物が回復することが期待できます。特に捕食の影響を強く受けていると考えられる種について、モニタリング調査を実施し、生息分布域等の回復状況を評価します。

9 防除計画の変更及び見直し

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを実施します。なお、対策上必要と認められる場合は、随時見直しを行うものとします。

1 背景と目的

ノイヌは、約 15,000 年前にオオカミを祖先として家畜化されたと考えられている動物で、ネコとともに代表的なペットとして世界中で飼育されています。ノイヌの飼育においては、法律や条例において登録義務や放し飼いの禁止などが規定されていますが、ペットや猟犬の遺棄あるいは逃亡によりノライヌやノイヌが発生し、社会問題となっています。

ノイヌは肉食性哺乳類であり、野生化したノイヌによる希少種や固有種の捕食が確認されており、生態系への大きな被害が懸念されています。特に沖縄島やんばる地域(国頭村、大宜味村、東村)においては、近年、ノイヌの目撃情報も増え、生態系への影響が懸念されることから、外来種としての防除の推進が急務となっています。

沖縄県では「沖縄県外来種対策指針」に基づいた「沖縄県対策外来種リスト」を作成し、生態系等に重大な影響を及ぼす外来種の対策を推進しています。ノイヌは、生態系に著しく悪影響を及ぼすことから、外来種リストの中でも優先順位の高い「重点対策種」として指定され、重点的に防除を実施する必要がある種とされました。

そこで、本防除計画は、生物多様性の保全を図るために必要な計画を策定し、ノイヌによる生態系への影響を排除もしくは低減させ、効果的に防除を実施することを目的とします。

2 概要

(1) 和名等

食肉目イヌ科

ノイヌ (学名 *Canis Lupus*)

※ノイヌが野生化したもの。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7号で規定された狩猟鳥獣であり、常陸山野等において、専ら野生生物を捕食し生息しているノイヌ。市街地または村裡を徘徊しているようないわゆる「ノライヌ」は含まれていない。

(2) 分布

原産地：原産地は不明

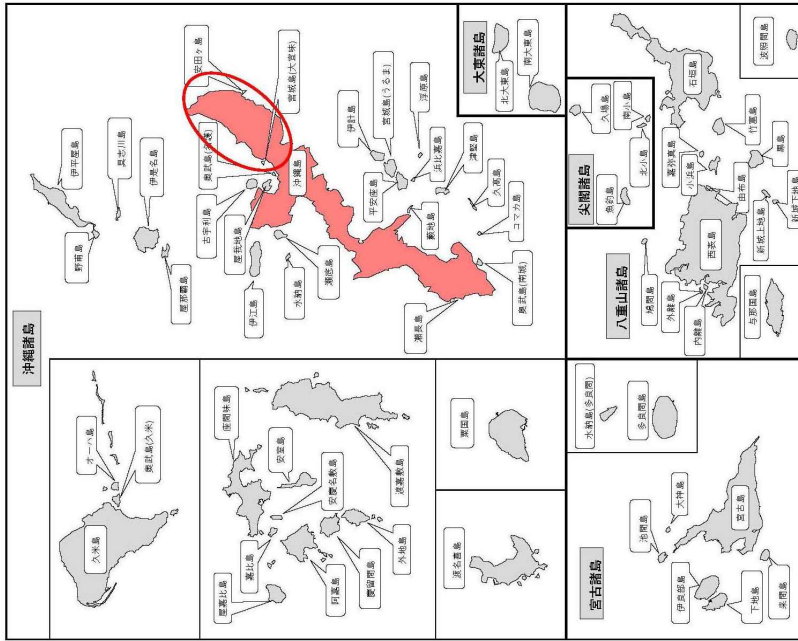
県内の分布確認状況：沖縄島

沖縄県外来種対策行動計画に基づく

ノイヌ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県



ノイズの生息が確認されている島

赤色で塗った島は生息が確認されている島を示す。面積の広い沖縄島は、主な生息域を赤丸で示す。

(3) 形態・生態

形態は犬種により大きさや体色等が異なり、野生化するイヌは中型犬以上の雑種が多いとされています。食性は肉食性が強く、また群れになる傾向が強く、集団で狩りを行います。繁殖期は通年で、産子数は1~15頭とされています。



林内を移動するノイズ

3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	重点対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	—
世界の侵略的外来種ワースト100	—

4 生態系等への影響

捕食による在来生物への影響、咬傷事故や人畜共通感染症等の人身被害の懸念があります。

沖縄島やんばる地域ではヤンバルクイナやケナガネズミなどの希少種の捕食が確認されています。同様に鹿児島県奄美大島においても、アマミノクロウサギやケナガネズミ、アマミトゲネズミなどの希少種の捕食が報告されています。

5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリ

1 目標B 重要区域からの排除 (やんばる地域)

- ◎ やんばる地域からの排除
生物多様性の保全上重要な沖縄島やんばる地域において、希少な生態系を保全する必要があることから、その脅威となるノイスイタを完全排除することを目標とします。
- 6 対策の方針
 - (1) やんばる地域における防除の実施
やんばる地域において、関係機関と連携してノイスイタの分布状況の把握に努め、様々な等による集中的な捕獲を実施し、完全排除を目指します。
 - (2) 発生源の抑制
やんばる地域外からの遺棄も懸念されていることから、沖縄島全域において、けい留・囲い等の徹底や不妊去勢等、適正飼養に関する普及啓発を実施し、発生源の抑制に努めます。
 - (3) 普及啓発
防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌やホームページ等への掲載、学校授業、イベントでのチラシ、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めます。
 - (4) 捕獲手法等の改良
効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

沖縄県外来種対策行動計画に基づくノイスイタ防除計画

対策の目標	実施内容	実施期間	実施場所	実施主体
やんばる地域における防除の実施	やんばる地域において、関係機関と連携してノイスイタの分布状況の把握に努め、様々な等による集中的な捕獲を実施し、完全排除を目指します。	短期・長期	沖縄島全域	県、市町村、関係機関
発生源の抑制	やんばる地域外からの遺棄も懸念されていることから、沖縄島全域において、けい留・囲い等の徹底や不妊去勢等、適正飼養に関する普及啓発を実施し、発生源の抑制に努めます。	短期・長期	沖縄島全域	県、市町村、関係機関
普及啓発	防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌やホームページ等への掲載、学校授業、イベントでのチラシ、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めます。	短期・長期	沖縄島全域	県、市町村、関係機関
捕獲手法等の改良	効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。	短期・長期	沖縄島全域	県、市町村、関係機関

目標カテゴリー：県域域からの排除（やんばる地域）

実施期間：短期・長期

短期は概ね3年以内の期間、長期は概ね4年以上の期間